

審判部規則

- 第 1 条 この規則は一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という）専門部・専門委員会組織規則第 13 条に基づいて審判部に関する規定を定める。
- 第 2 条 この部は理事会の決議に基づき、次の事項を処理する。
1 審判技術の向上
2 競技規則の研究及び改訂
3 大会における審判委員の指名及び割当て
4 地域連盟で決定された審判長の承認、その他審判員に関する事項
- 第 3 条 この部に次の部員を置く。
部 長 1 名
副部長及び部員 若干名
- 第 4 条 部長及び副部長は、理事会で選任し、会長が委嘱する。ただし、理事は専門部の部長を兼務することができない。専門部の部員は、専門部・専門委員会規則に従って部長及び副部長が選任し、会長が委嘱する。地域連盟審判長は審判部、地域連盟が推挙し部長が委嘱する。
- 第 5 条 部会には審判部会がその決議によって認めたもののみ参加できるものとする。
- 第 6 条 地域連盟の審判長はこの部会の指導に基づき、その地域連盟所属の審判員の技術の向上を図る。
- 第 7 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は平成 31 年 2 月 10 日から改定施行する。